

平成28年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成28年3月7日（月）

議 事 日 程（第2号）

平成28年3月7日午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員

11番	深谷秀峰	議長	10番	菊池伸也	副議長
1番	諏訪一則	議員	3番	藤田謙二	議員
5番	木村郁郎	議員	6番	深谷渉	議員
8番	平山晶邦	議員	9番	益子慎哉	議員
12番	高星勝幸	議員	13番	成井小太郎	議員
14番	茅根猛	議員	15番	福地正文	議員
16番	川又照雄	議員	17番	後藤守	議員
18番	黒沢義久	議員	19番	高木将	議員
20番	宇野隆子	議員			

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
中原一博	教育長	植木宏	総務部長
加瀬智明	政策企画部長	檜村浩治	市民生活部長
西野千里	保健福祉部長	滑川裕	農政部長
山崎修一	商工観光部長	生田目好美	建設部長
斎藤広美	会計管理者	井坂光利	上下水道部長
江幡正紀	消防長	菊池武	教育次長
関正美	農業委員会事務局長	鈴木淳	秘書課長
笹川雅之	総務課長	大和田隆	監査委員

事務局職員出席者

宇野智明	事務局長	柳一行	事務局次長
鴨志田智宏	議事係長		

午前 10 時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 17 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 一般質問

○深谷秀峰議長 日程第 1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。3 番藤田謙二議員の発言を許します。3 番藤田謙二議員。

〔3 番 藤田謙二議員 登壇〕

○3 番（藤田謙二議員） おはようございます。3 番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず 1 つ目は、地域振興の推進についてであります。

地域間格差や過疎などによる税収の減収に悩む自治体に対しての格差是正を推進するための新構想として、2008 年に創設されたふるさと納税制度、これは個人が自分の意思で納税する自治体を自由を選んで寄附金を送ることができる制度で、実際には納税ではなく寄附金として扱われ、2,000 円を超える寄附を行ったときに住民税の 2 割程度が還付、控除される仕組みとなっているものであります。

総務省の発表によると、制度導入の 2008 年は、適用者数約 3 万 3,000 人、寄附金額約 7 億 6,000 万円、控除額約 1 億 8,000 万円だったものが、2013 年には、適用者数約 13 万 4,000 人、寄附金額約 1 億 4,000 万円、控除額約 6 億 6,000 万円と、人数は 4 倍、寄附額は 2 倍、控除額も 3 倍と急増しています。2011 年に至っては、東日本大震災の義援金としてこの制度を利用し被災地へ寄附された方も多く、適用者数約 74 万人、これは初年度と比較しますと 22 倍、寄附金額も約 649 億円と初年度比 34 倍、控除額約 210 億円と初年度比 11 倍となっています。

大震災の際の義援目的の寄附金は別格としても、年々制度への関心が高まっている要因には、税金の控除以外にも特産品や特典などのお礼の品がもらえる、生まれ故郷でなくてもオーケー、使い道を選べる、複数の自治体から選べるなどの特徴があります。本市においても昨年 4 月からお礼の品の還元率アップとラインナップを増やすなど新たな取り組みを開始されたわけですが、

（1）ふるさと常陸太田寄附について、2008 年度から 2014 年度までは 13 件から 34 件、震災のあった 2011 年の 655 万円以外は、約 300 万円程度の寄附金で推移されてきておりますけれども、①として、今年度の見込みで結構ですので、寄附件数及び寄附金額、また事業運営にかかわる経費など支出総額はどれぐらいなのか、運営状況についてお伺いをいたします。ま

た、人気のお礼の品の傾向や他市で実績を上げている自治体などと比較した上で、②として、本市の現状をどのように捉えているのかお伺いをいたします。そして③として、今後運営していく上でどのような課題があって、またどのような取り組みを行っていく考えなのかお伺いをいたします。

2つ目は、地域福祉の推進についてであります。

一昨年(2019)の5月に、人口減少問題で全国の896の市町村が若年女性の流出により2040年に消滅の可能性がある消滅可能都市を発表し注目を集めた日本創成会議が、昨年(2020)6月には、東京と周辺3県で高齢化が進み2025年には介護施設が13万人分不足するとの見通しや、全国41の地域への移住を促すとの提言を行い物議を醸しています。また、高齢化社会が進むにつれて社会問題化されてきている中の1つに老老介護問題があります。これは高齢者が高齢者を介護することで、多いのは自身が高齢者となった子どもがさらに高齢化した親を介護するといったパターンです。

厚生労働省の調べによると、在宅介護を行っている世帯のうち、介護される側もする側も60歳以上という世帯は全体のおよそ6割にも上るとされています。このように老老介護が増えてきている背景には幾つかの理由が考えられますが、特に核家族が進んだことにより、介護をお願いできるのは配偶者だけという高齢者が多く、統計上でも65歳以上の高齢者がいる世帯は全国世帯のうち40%で、さらにその中で夫婦のみという世帯が30%近くになっています。

また、配偶者ではなくヘルパーさんや介護施設を利用するのを進めても、本人や家族の了承を得られないというケースもあるようです。施設やヘルパーを利用する際には費用がかかりますし、本人たちの気持ちの問題もあり、家族の世話は自分でしてあげたいと思う方や、ヘルパーさんを家に入れるのは抵抗を感じるという人もいます。また、老人ホームや病院に入りたいと思っていても空きがなく、待ちの状態も多くなっている、施設は年々増えていると言われていても、長期医療を必要とする高齢者の受け皿というのは足りていないのが現状のようです。

施設の空きを待っている待機老人の数は全国で42万人以上とも言われています。そのような中、(1)高齢者福祉について、本市においても高齢化が進行している状況下、①として、老老介護問題の現状をどのように捉えているのか、また、それらの対策として今後どのような取り組みを考えているのかお伺いをいたします。

次に、(2)特別養護老人ホームについて、①として、本市の入所者及び待機者の状況についてお伺いをいたします。また、厚生労働省の推計によると、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には、75歳以上が人口の18%を占め、必要とされる介護職員数は約38万人不足するおそれがあるとされています。既に地方では介護従事者の不足問題が深刻化している中、②として、本市における施設開所後の職員の配置状況等については、適正に確保されているのかお伺いをいたします。また③として、職員不足等の諸事情により入所定員を満たしていない施設はあるのかお伺いをいたします。そして入所待機者が後を絶たない状況のもと、④として、今後の施設整備計画についてお伺いをいたします。

次に、（３）の障害者福祉についてであります。

これは老老介護と同様に問題化されてきている中に老障介護があります。高齢の親が障害のある子どもの介護をし続けることで、本人は自立を望んでいても就労先に恵まれない、受け入れ施設数が十分でないなどの理由で、親と同居して世話をしてもらっているといったケースであります。

１８歳以上の障害者やその家族およそ１万人が回答した共同作業所全国連絡会の２０１２年発表の調査によりますと、障害のある人はワーキングプアとされる年収２００万円以下の方が全体の９９％、そのうち１００万円以下も５６％に及び、６割の方が親と同居せざるを得ない状況にあるということであります。

障害のある子どもの年齢が４０歳から５０歳代であれば、その親は７０歳から８０歳ということになり、親自身も介護の不安を抱いていてもおかしくありません。このような家庭の主な収入源は、親の年金となり高齢の親が障害のある子どもの介護をして暮らしています。また、地域で暮らすことが目標であっても、その生活を支えるには家族の力と社会制度の充実が必要となってくるわけですが、頼りの家族は自分が高齢であることから将来に不安を抱いている上に、それを解消するだけの社会制度が整っていないことでさらなる不安が生まれ、結果、親は死ぬまでこの子の面倒を見たい、この子をみとってから死にたいと、親が子どもをみとりたいと願ってしまう悲しい現実が生じてしまうわけであります。

そのような中、①として、老障問題介護の現状をどのように捉えているのか、また、それらの対策として今後どのような取り組みを考えているのかお伺いいたします。

３つ目は、教育環境の向上についてであります。

本市においては、近年の学校統廃合により廃校となった学校施設の利活用が促進されているのは周知のとおりであります。その中でもかなさ笑楽校や河内小学校のように、宿泊施設や福祉施設として有効活用されている事例は高く評価できるものと感じています。今後も同じように効果的な活用を期待するところでありますが、（１）廃校の利活用について、①として、現在廃校となっている小中学校の現況についてお伺いをいたします。

また、本市も登録していた文部科学省の「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」によると、大学や専門学校の教育施設として活用されている事例も見受けられます。先般、茨城県による県立高校の再編整備計画に基づき、市内にある太田二高と佐竹高校の統合が発表されるなど、教育環境の縮小による活力の低下が懸念されてきています。学生の姿が少なくなるということは、地域の元気喪失にもつながりかねません。そのような中②として、介護など福祉分野の専門学校や大学のサテライトキャンパス等の誘致などについて考えをお伺いいたします。

以上、３項目１１件についてお伺いいたしまして、１回目の質問を終わります。答弁のほどよろしく願いいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 ふるさと常陸太田寄附についてのご質問にお答えをいたします。

1点目のふるさと納税の運営状況についてでございますが、今年度の寄附件数及び寄附金額は、2月末現在におきまして1,399件、4,319万円でございます。平成25年度は、14件で265万円、平成26年度は、34件で287万円でございますので、前年度と比較をいたしますと件数で40倍、金額では15倍となっております。

また、事業の運営経費についてでございますが、謝礼品に係る経費が1,701万円、クレジット収納手数料、消耗品等の関連経費として79万円、合計で1,780万円となっております、寄附額の約41%の経費がかかっております。今後も収支状況を念頭におきまして、費用対効果を考慮し、事業推進してまいりたいと考えております。

2点目の現状をどのように分析されているのかとのご質問でございますが、まず、人気のある謝礼品は、1位ローズポーク、2位常陸牛もも、すき焼き用でございます。3位常陸太田市産コシヒカリ、4位里美ジェラード、5位ローズポークセット、6位が完熟大粒イチゴとなっております。

全国的に見ましても、人気のある謝礼品の傾向は、肉類、果物のほか、海産物などが人気の謝礼品となっております。また、最近では地元企業の製品を謝礼品として扱い実績を伸ばしている自治体もございます。さらには、謝礼品の種類、品数が多い自治体が注目をされている状況もございます。本市の謝礼品の数は現在96品目でございますが、開拓する余地はまだまだあると考えており、他市の事例を参考にしながら知恵を絞り、さらなる謝礼品の充実を図ってまいりたいと考えております。

3点目の今後の課題と取り組みについてでございますが、本市におきましては、本年度4月よりふるさと納税をいただいた方に対し、本市特産認証品を中心とした謝礼品の送付を始めまして多くの寄附をいただいたところでございます。謝礼品を送付する取り組みは県内、県外の多くの自治体で実施されており、いかに常陸太田市へ寄附をしていただけるよう効果的に市の魅力を広報していくことが大切でございます。平成28年度につきましては、ふるさと納税ポータルサイトやお取り寄せ専門雑誌、都内での新聞折り込み、フリーペーパーなど、各種メディアを通じまして当市の魅力を発信し、寄附先として選んでいただけるよう認知度を高める取り組みを展開してまいりたいと考えているところでございます。

また、謝礼品の充実に関しましては、来月より竜神大吊橋のバンジージャンプを謝礼品として取り扱うことで準備を進めているところでございます。今後も謝礼品を提供する事業者の理解をいただきながら、関係する農政部、商工観光部や本年7月にオープンいたします道の駅ひたちおたと連携を強化していくことが必要であり、それらにより市の魅力をアピールできる謝礼品をより多く取り揃えられるようしてまいりたいと考えているところでございます。

引き続きまして、市特産品等の謝礼品を寄附者にお送りすることにより市の魅力を広く発信し、市内産業の活性化と交流人口の増加につなげていくとともに、財源の確保につながるよう積極的に取り組みつつ、寄附をいただいた方の思いに応えられるよう感謝の気持ちを持って有効に使わせていただきたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 まず初めに、老老介護問題の現状と今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

高齢者が高齢者を介護する、いわゆる老老介護につきましては、その件数等につきまして直接把握したものはございませんが、要介護3以上の方の介護者に支援する介護慰労金の給付の状況で見えますと、配偶者が介護する場合が老老介護のケースであると考えられます。

その件数でございますが、平成27年9月時点で受給者数462名のうち、配偶者が介護しているケースが179名、約39%という状況になってございまして、さらに要介護1、あるいは要介護2の方を含めますと件数はもう少し増えてくるものと考えております。

今後の取り組みでございますが、まずは介護者の負担を軽減させることが何よりも重要であると考えております。そのためには、市内で不足する在宅介護サービスの充実を図る必要がございますので、第6期高齢者福祉計画におきましては、通所介護や訪問介護、宿泊などのサービスを提供する小規模多機能型居宅介護で1事業所、さらに日中夜間を通じて訪問看護と訪問介護サービスを提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護で2事業所の整備を見込んでいるところでございます。引き続き在宅介護サービスの充実を図るため、今後もサービスの利用状況の推移を見ながら事業所等との連携強化を図り、介護者の負担軽減及び介護サービスの充実に努めてまいります。

続きまして、特別養護老人ホームの入所者及び待機者の状況についてのご質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームにつきましては、市内に6事業所ございまして、その入所者数及び待機者数につきましては本年2月時点で、6事業所合わせまして入所者数が491人、待機者が290人となっております。なお、待機者数につきましては、一人で複数の事業所に申し込むことができますので重複した人数となっております。

また、待機者数の推移でございますが、第5期高齢者福祉計画期間中に特別養護老人ホームの新設や増床により155床整備されたこと、また、昨年4月からの介護保険制度の改正で、入所者の対象が要介護3以上になったことなどによりまして、平成26年3月現在で申し上げますと、492名であったものが、平成27年3月には366名、そして本年2月時点では290人まで減少してきているところでございます。

続きまして、施設開所後の職員の配置状況等についてのご質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームにおける職員の配置状況でございますが、市では1事業所について2年に一度直接施設を訪問いたしまして、社会福祉施設調査を実施しておりまして、その中で特別養護老人ホームの職員の配置状況につきましても実態調査を行っております。その中では、市内6カ所の特別養護老人ホームにおいては、入所者数に対する職員数は適正に配置されていると承知をいたしております。

続きまして、入所定員を満たしていない施設等があるのかとのご質問にお答えいたします。

市内の特別養護老人ホームにつきましては、前段のご質問でお答えいたしましたように、職員

不足等の事情により入所定員を満たしていない施設はございませんけれども、特別養護老人ホームが同じ施設内で行っている短期入所、いわゆるショートステイサービスにおいて職員の確保ができていないために開所できていないところが1事業所あるということで承知をいたしております。

続きまして、特別養護老人ホームの今後の施設整備計画についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、第5期高齢者福祉計画期間中に特別養護老人ホームの新設や増床により155床の増床があったこと、さらに昨年4月からの介護保険制度改正により入所対象が原則要介護3以上となったことなどを踏まえまして、現在の第6期高齢者福祉計画におきましては増床の計画をいたしていないところでございますが、第7期に向けましては、平成27年度から29年度までの計画期間中における待機者の動向等の把握に努め、さらにそれらの状況、あるいは事業者の動向なども鑑みながら必要数を見込み、高齢者福祉計画に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、老障介護問題の現状と今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

まず、障害者の介護の現状でございますが、平成28年2月現在におきまして、「障害者総合支援法」による障害福祉サービスの支給決定をしている方は362名でございまして、このうち在宅で、なおかつ介護に当たっている同居のご家族が65歳以上のみの世帯数は55世帯となっております。

次に、在宅で障害福祉サービスを利用している55世帯55名の方々につきましては、通所サービスとしての生活介護や就労移行支援、就労継続支援B型、訪問系サービスの通院介護、家事援助などを中心いたしますサービスをご利用いただいているところでございまして、日中におきましては個々のご事情に応じまして障害福祉サービスをご利用になることで、一定のご家族の負担軽減は図られているものと考えているところでございます。

また、今後の取り組みでございますが、3年ごとのサービス等の見直しを行っている障害福祉計画において、通所や居宅における各サービスの利用支援の充実やグループホーム、ショートステイ等、入居、入所の施設の整備促進を図ることにより、在宅における介護環境の充実と介護者の負担軽減を図ることといたしております。引き続き同様の取り組みを継続、積極的に進めてまいりたいと考えております。

なお、議員のご発言にもございましたように、今後障害のある方と高齢者のみの世帯がますます増えてくることが十分考えられることから、少しでもご家族の負担軽減が図られますよう、市の担当窓口はもとより、サービスの利用計画を作成いたしております相談支援専門員等に対しましても、障害福祉サービスの利用により介護負担の軽減につながるよう、適時適切な情報の提供が図られるよう働きかけを行っていくとともに、今回お示しした数値にはあらわれていない方々などにも有用な情報提供が図られますよう障害福祉関係者、関係機関との連携体制を一層強化してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 廃校利活用関係についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、廃校となった小中学校の現況でございますが、現在廃校となり新たな利活用を検討している学校施設は、旧賀美小学校及び旧小里小学校並びに旧北中学校の3施設でございます。

廃校となりました学校施設の利活用につきましては、利活用推進の基本方針や具体的な作業手順、庁内の推進体制などを定めました常陸太田市廃校施設等利活用方針に基づき、計画的に利活用の推進を図っているところでございます。ただいまの3つの施設につきましてもこの方針に基づきまして、庁内関係、部課等の職員により構成されます廃校等利活用検討庁内プロジェクトにおきまして、地域の皆さまからのご意見や廃校となりました学校施設の耐震性の有無、老朽化の状況などを考慮しながら、現在利活用の検討を進めているところでございます。

学校施設は地域の皆様にとって最も身近な公共施設でございますので、今後におきましても議員ご発言の文部科学省が進めるみんなの廃校プロジェクトなども活用して、地域の共存はもとより、地域の活性化、雇用の促進といった地域振興につながるような民間活力を生かした利活用の募集などを行い、施設の有効利用を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、介護など福祉分野の専門学校や大学のサテライトキャンパス等の誘致についてのご質問にお答えをいたします。

専門学校や大学などの教育施設の誘致につきましては、少子・高齢化や人口減少が進む地方都市におきましては、定住人口及び交流人口の増加、介護等の専門的知識を持った人材の育成、さらには学生が地域の方々と交流することによる地域の活性化にもつながるものとして非常に有効なものであると認識をしております。

過般茨城県から公表されました第2次県立高等学校再編整備の後期実施計画に基づく太田第二高等学校と佐竹高等学校の統合後の新たな高等学校には、保育や福祉などについて学習する福祉コースが設置されることとなっております。

つきましては、これらの動向を勘案しながら、さらには地域住民のご意見や廃校となりました学校施設の立地状況、耐震性の有無などを十分に考慮しながら、今後福祉分野の専門学校や大学などの教育施設の誘致の可能性などについて調査、研究してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

〔3番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○3番（藤田謙二議員） それでは、2回目の質問に入ります。

まず、大項目1、（1）ふるさと常陸太田寄附については、力を注いだかいがありまして、昨年度までと比較すると本市においても大幅に増加しているということで、この制度は特にお礼の品である謝礼品の効果は絶大であることがうかがい知れるわけであります。

全国には納税額が10億円を超えるという自治体も存在しておりまして、例を申し上げますと、人口3万3,500人の長崎県平戸市は、2013年には1,467件で約3,900万円と、先ほどお示しいただいた本市の実績を若干下回っているような状況でありましたけれども、翌2014年度には全国納税額第1位ということで、3万6,067件で約14億6,200万円と大幅に躍進をしまして、今年度はまだ2月26日までの集計であります。4万5,774件で25億4,

600万円と驚くべき金額となっています。

この平戸市は、平成27年度一般会計当初予算を調べてみましたが249億円で、内訳としましては、市税が約26億2,000万円と歳入の10.6%に相当しますが、その金額とほぼ同額がふるさと納税として寄附をされているといった状況です。

そこで①の運営状況についてですが、1点再質問いたします。この制度のデメリットとして考えるものの1つに、逆パターンである、市民が他の自治体に寄附を行うことで本市への住民税と所得税の税収を減らしてしまうといった心配が考えられるわけですが、現在どのぐらいの影響が想定されているのかお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 影響についてお答えをいたします。

平成25年度は、本市への寄附が264万円に対しまして、市民の方が他の自治体へ31件、303万円の寄附をされておりまして、市民税から控除された金額が106万円でした。平成26年度でございますが、本市への寄附が287万円に対しまして、他の自治体へ寄附が56件、378万円であり、市民税からの控除額は148万円でした。いずれも本市への寄附金額のほうが上回っている状況でございます。

また、平成27年度でございますが、現在市民税が確定していないため控除額は計算できないところでございますけれども、27年2月時点でございますが、本市への寄附が、金額4,319万円に対しまして、他市町村への寄附金につきましては、ワンストップ特例制度の適用を受ける方で426万円となっております。確定申告により控除を受けられる方がどれぐらいいるかわからないため、どの程度の影響があるか予想できないところでございますけれども、27年度におきましても本市への寄附額が上回るものと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） ありがとうございます。

次の2の謝礼品の品々ですが、こちらはこれまでに追加等の見直しというのは既に行われているのかお伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 本年4月から寄附をいただいた市外の方に謝礼品を送付する取り組みを始めているところでございますが、当初は62品目でスタートいたしております。この間、随時謝礼品の追加をしまして、12月末で13品目増えて75品目となっております。また、2月末現在におきましては、新たに参加していただく事業者もございまして、謝礼品の品目は96品目まで増えているところでございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） 選出に当たっての基準というものはどのようになっているのかお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 本市におきましては、地元特産品のPRと販売促進、地元企業の活性化を図

るため、市特産認証品等を中心に、本市に寄附をいただいた市外にお住まいの方に対して謝礼品を送るようにいたしているところでございます。

選定の基準でございますが、市内に本社または事業者がある法人または個人の方が取り扱う地元特産品等やサービスとしておりまして、具体的には市内で生産されました農水産物、市内で加工製造をされたもの、または市内で生産された農作物等を原料に加工製造されたもので、市をPRしているものと認められるものとしていたしているところでございます。さらには、市内に住所がある宿泊、観光施設等のクーポン券等も対象としていたしているところでございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） その選出に当たっては、参考までにどこの部署が担当されているのかお伺いをしたいと思います。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 謝礼品の選定でございますけれども、財政課が市特産認証品の担当課である販売流通対策課や観光振興課と情報を共有しながら連携をいたしまして、謝礼品を提供される事業者との調整を行い決定をしていたしているところでございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） ③の課題としては、通年用のお礼の品々なのかなと思います。知恵を絞ってアイデアを出し合っていけば、結構他市にない常陸太田ならではのオリジナリティーあふれる「物」ですとか「事」といわれるものを提供することが可能であると考えています。

例えば物であれば、桃源や7月オープン予定の道の駅ひたちおたとの連携による土産品や野菜、果物などのセレクト商品であったり、事という観点からいけば、先ほど答弁にあったように、バンジージャンプ利用券のほかにも、かなさ笑楽校やプラトリー美等の公共施設利用券だったり、4月からスタートする教育旅行とのタイアップによる民泊体験であるとか、さらには常陸太田大使であるエディション・コウジ・シモムラの六本木のフランス料理お食事券など、いろいろと考えられると思いますので、ぜひ視野を広げて検討していったほしいと思います。

自主財源の厳しい本市においては、少しでも財源確保へとつないでいただいて、また地域の特産品や観光施設のPRにも効果が得られ活用価値が高いものと感じていますので、事業の強化促進に期待をしております。

次に大項目2の（1）①の老老介護問題については、本市においても要介護3以上で約4割の方が老老と言われる分野に属し、要介護1、2の方を含めるとさらに割合として多くなるだろうと推測されるということで、今後ますますその割合も増えていくものと感じています。

この老老介護の問題点としては、介護する側も外に出ることが少なくなって家に閉じこもりがちになってしまいます。また、自分でやっていると責任を抱え込んでしまうことで、ますますヘルパーを利用しづらくなって負担が増えてしまう。そして外の人とのかかわりが希薄になってしまうことで、何か困ったことがあっても外にSOSを発信できなくなってしまうなどの心配が考えられるわけであります。特に認知症などの症状を持っている要介護者にとっては、寝る間もなく24時間体制でついていなくてはならないということもあります。このような状態が1年も

続いたら精神的にも持たなくなってしまうと、事実悲劇的な事件へと陥ってしまったケースもあらわれてしまうわけです。

また、介護する人もされる人も認知症という認知介護も近年着目されるようになってきた問題で、中には虐待につながってしまったり、室内で夫婦で倒れているところを発見されたりといった悲惨な事件につながっているケースもあります。ぜひそのような悲劇を起こさないようにするためにも、老老介護の実態把握に努めていただくとともに、地域包括支援センターに相談したり、デイサービスやショートステイの利用を促すなど、在宅介護サービスのさらなる充実に努めていただきたいと思います。

そこで、先ほど答弁にありました第6期高齢者福祉計画において整備の見込まれる小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の開設に当たっては、どのような資格が必要になってくるのかお伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 答弁に入ります前に、先ほどの答弁の中で1点誤りがありましたので訂正をさせていただきたいと思います。

平成26年3月現在の特別養護老人ホームの待機者数、先ほど「492人」と申し上げましたが、「494人」の誤りでございます。おわびして訂正させていただきます。

答弁をさせていただきます。

小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の開設に当たっての資格でございますけれども、小規模多機能型居宅介護、あるいは定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、法人格を有する者であれば一般企業でございまして開設できるということで伺ってございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） 整備が見込まれているというお話が先ほどございましたが、現在の小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護の状況というのはどのようになっているのかお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 施設の現状でございますけれども、これらのサービスの事業所の設置状況を申し上げますと、小規模多機能型居宅介護が3事業所ございます。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては1事業所ございまして、つい先週でございますが、3月1日に開所いたしてございます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） 在宅生活を通いであるとか訪問だとか泊りといった多面的に支援するサービスとして大変有効であると感じておりますので、順調に整備が進むことを願っています。あわせて、今後必要な情報提供を行いながら、さらなる事業者の参入促進にも力を注いでいただきたいと思います。

次に、（２）の特別養護老人ホームについてであります。①の入所者及び待機者の推移については現況を理解しました。

昨年４月の介護保険制度改正により、今入所対象者が要介護３以上と厳しくなっても依然約３００名近い方が、一部重複申請の可能性はあるというものの待機しているという現実を鑑みると、やはりその対応が望まれてくるというふうに感じています。

②の施設職員の配置状況については適正であるということで安心したところでありますけれども、３のショートステイサービスにおいて、職員が確保できないため開設できていない事業所も存在するということで、介護関連の従事者不足の波が本市においても既に押し寄せているといった実態も浮かび上がってくるわけでございます。この件については、次の第１項目３の②にかかわることから、そちらの項目で触れさせていただきたいと思えます。

次、④の今後の整備計画については、平成２９年度までの第６期介護保険事業計画では増床の計画はないということでもありますけれども、入所待機者のほとんどはショートステイサービスを活用しながら特養施設へ入所できる順番を待っているというのも実情であると思えます。そのような状況から、ショートステイ等の受け皿整備が大切になってくるものと思えますけれども、現在市内事業所におけるショートステイのベッド数というのはどのぐらいになっているのかお伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ショートステイのベッド数の状況でございますけれども、市内のショートステイのサービスにつきましては、特別養護老人ホームと介護老人保健施設で行ってございまして、特別養護老人ホームで４９床、介護老人保健施設で１０床、合わせまして５９床でございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○３番（藤田謙二議員） このショートステイの開設に当たっては、社会福祉法人でないと申請ができないのかどうかお伺いしたいと思います。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ショートステイの開設に当たっての要件でございますけれども、ショートステイのサービス事業所につきましては、ショートステイのサービスのみを提供する単独型と特別養護老人ホームが行う併設型の２種類ございまして、併設型につきましては社会福祉法人であることが要件となっておりまして、単独型の場合につきましては法人格を有すれば、先ほどの小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、一般企業でも申請することが可能となっております。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○３番（藤田謙二議員） その他に、介護保険によるお泊りが可能なサービスというのはどのようなものがあるのかを教えてくださいたいと思えます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 その他介護保険による泊りが可能なサービスでございますけれども、

介護保険による泊りが可能なサービスといたしましては、認知症対応型の共同生活介護、いわゆるグループホームにおきまして、一定の要件を満たした上で届け出を行うことで、ショートステイサービスを行うことが可能となります。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） 現在、この特別養護老人ホームが満杯状態であふれてしまった方がショートステイを上手につなぎながら活用され、さらにショートステイもいっぱいであふれてしまった方がデイサービスの延長として介護保険対象外となってしまう、通称お泊りデイを利用されているといった状況を耳にします。ぜひそのような実態の把握にも努めていただきながら、特別養護老人ホーム入所者の削減等の対応も含めて第7期高齢者福祉計画策定へと反映していただきたいと思います。

次に、(3)の障害者福祉については、障害福祉サービスの支給決定者362名のうち約15%に当たる55世帯が同居家族が65歳以上のみということで、老障介護に該当してくるわけですが、市内でショートステイが利用できる事業者数と定員はどれぐらいあるのかお伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 市内のショートステイが利用できる事業所数と定員でございますけれども、事業所数は2カ所でございます、定員は合計で7名でございます。具体的に申し上げますとピュア里川が4名、ひまわりが3名ということでございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） 障害の種類や程度によって利用環境に結構格差が生じているというのが現状かと感じますので、ぜひサービスの拡充へ向けた事業所への働きかけというのも引き続きお願いをしたいと思います。

そして超高齢社会の今、老障介護世帯が地域で暮らし続けるためには、高齢者福祉と障害者福祉が共通の視点を持って連携して取り組む必要があると思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 高齢福祉と障害福祉の連携取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

議員ご発言のように、障害を持った市民の方が地域の中で安心して楽しく暮らしていくためには、その時々状況に応じて適時適切なサービスの提供ができるよう、市の関係部局等はもちろん、関係機関が連携を図っていくということが大変重要であると認識しております。とりわけ高齢福祉課、社会福祉課におきましては、障害福祉サービスを利用されている方が介護サービスに移行する場合なども含めまして、障害者ご本人、あるいはご家族のご意向なども十分配慮した上で継続したサービスが受けられるよう随時情報交換、あるいは連携を図りながら相談支援に当たっていく必要があると考えてございます。引き続きサービス利用者の視点に立った連携した取り

組みを継続してまいりたいと存じます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） 今回は相談支援専門員の方から、市内施設に受け入れ状態が整っていないために市外施設への入所を余儀なくされてしまったというケースや市外のショートステイを利用せざるを得ないといった現実をお聞きし、住みなれた地域で暮らし続けたいと願う家族の切実な思い等から市内施設の整備促進及び支援体制強化に関して質問させていただきましたけれども、ぜひ相談支援専門員の方々との情報の共有や連携の強化もあわせて図っていただきたいと望みます。

大項目3（1）①の廃校となった3項の現況については理解をいたしました。

②の専門学校や大学の誘致については、前の項目の介護関連の従事者不足の波が本市においても既に押し寄せている状況や、2025年には必要とされる介護職員数が約30万人不足するとの厚労省の推計等から、今後国としても介護養成に向けた何らかの対策を講じてくるものと考えられるわけであります。そのような状況を予測しつつ、受け皿となり得るアイデアを事前に幾つか用意しておくことで、国の動向にいち早く対応できる環境を整備しておくことも賢明であると感じています。

また、2008年からEPA——経済連携協定の枠組みを使ってインドネシア、フィリピン、ベトナムからの介護福祉士候補の受け入れなども既に始まっておりまして、EPAの制度自体はあくまで人材交流で介護現場の人手不足を補うものではありませんが、日本で働きながら技能を学ぶ外国人技能実習制度の対象に介護を追加する策も政府において検討されており、今後、高校への外国人の留学生としての受け入れなどの可能性も含めて検討していく価値のあるものと考えています。この件については別の機会に改めて提案させていただきたいと思っておりますが、学生が集い活力ある地域を創造していくためにも、ぜひ誘致に向けた調査、研究を推進していったほしいと要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○深谷秀峰議長 次、1番諏訪一則議員の発言を許します。1番諏訪一則議員。

〔1番 諏訪一則議員 登壇〕

○1番（諏訪一則議員） 1番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」について質問いたします。

平成27年8月、北海道札幌に住む17歳の女子高生が、JRの社内で顔に障害のある16歳の女性をスマートフォンのカメラで無断撮影し、「笑いとまんない 死ぬ」という言葉とともにインターネット上のSNSに投稿いたしました。揶揄するという悲しい出来事がありました。警察の調べに対し女子高生は、笑いのネタにしたかった、面白半分で載せてしまったと容疑を認め、書類送検されたということです。

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」、略称「北海道障がい者条例」は、障害のある方の権利擁護や障害の

あることを理由に差別，虐待を受けることのない暮らしやすい地域づくりを目的とするものであったはずです。「北海道障がい者条例」は，平成２１年３月２７日に可決成立，平成２２年４月１日に施行され５年がたちましたが，この条例が理解されることなく，このような事件があったことに寂しい思いがいたします。

茨城県においても，「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が平成２６年３月２０日に可決成立，平成２７年４月１日から施行されました。昨年４月に教育委員に就任した方がわずか約８カ月後の１１月１８日に，総合教育会議において問題発言をしました。元教育委員の発言で，茨城県では減らしていける方向になったらいいというものです。皆さんもご存じのように，これは障害児の出産のことを言っています。障害のある方を差別するものであり，県内外の障害のある方やご家族を含め，数多くの方々に多大なる苦痛を与えたことは間違いありません。

障害者とその家族は絶えず好奇の目にさらされ，家族はかわいそう，家族，社会の負担になるという気持ちを持ちながら頑張って生活をしています。優生思想によって存在を否定される恐ろしさに脅かされて暮らしています。障害のある方に対する差別は誤解や偏見など障害のある方に対する理解が不十分であることから生じます。また，差別はそれとは気づかずに行われることも多いことを考えれば，差別をなくす取り組みはさまざまな立場の人がお互いに理解を含め，協力し合って進めていくことが重要です。

今日ノーマライゼーションが広まりつつありますが，障害のある方が地域で暮らすための環境整備や福祉サービスはまだまだ充実したとは言い切れません。いまだに障害のある方は，誤解や偏見により障害を理由に不利な扱いを受けたり，障害に対する配慮が不十分でなかったために日常生活にさまざまな場面で暮らしにくさを感じています。今般身体的，知的な，あるいは精神的な障害を抱えて暮らしている人は，人口の高齢化や社会環境の変化等によりますます増加しております。こうした中，私たちも誰もが加齢や疾病により体の機能が低下していくことを考えれば，障害のある方の暮らしやすい社会は全ての人の共通の課題であると考えます。

この条例は，行政や事業主，団体，個人などさまざまな立場の県民の皆様の理解とご協力をいただき，障害のある方に対する誤解や偏見を解消するとともに，日々の暮らしや社会を妨げているハード面やソフト面のバリアを解消していくことにより，誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定されたものと私は理解しています。

それでは，まず大項目の条例について７つ質問いたします。

１点目に，この条例の概要について質問いたします。

２点目に，この条例が禁止する差別とはどのようなものを指すか伺います。

３点目に，問題が起きた際，どのような解決をするのか，その仕組みについて伺います。

４点目に，この条例がどこまで常陸太田市民に浸透しているとお考えか伺います。

５点目に，市民の理解，啓発を含めた具体的な取り組みが期待されますが，この条例が平成２７年４月１日施行後，市民に対する啓発活動はどのように取り組んできたか，今後の課題についてどうお考えなのかお伺いいたします。

6点目に、この条例が制定されたことの意味について、常陸太田としてどのようなお考えがあるか、率直かつ具体的にわかりやすくお伺いいたします。

7点目に、市職員に対する研修にこの条例を取り上げているか、また、取り上げることを考えているか伺います。例えば車いすに乗って実際に身体の不自由な方の苦労を体験してみるということも含めて、障害を持つということがどういうことであるのか、そのことについてどういう差別が生じてくるかということを体験として持っていないと、なかなかこれが実際の問題につながっていかないと思いますが、少しずつでも考えてみてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

次に大項目2、小中学校における障害のある方に対する理解の取り組みについて、2つ質問させていただきます。

今日スマートフォンは、人によっては小学生、中学生でさえも持っている時代です。インターネット上のSNSに投稿するということは、いとも簡単にできてしまいます。札幌のような事件が起きないように、障害のある方に対する差別、誤解、偏見をなくすなど、障害のある方に対する理解についての取り組みは、小中学校の現場ではどのように行われ、どのような内容で行われているのか伺います。

2つ目は、障害福祉に関する授業等の取り組みについて、現在の状況とこれから求められるものについても伺います。

答弁のほどよろしくお伺いいたします。以上で第1回目の質問を終わりにします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」についての7点のご質問に順次お答えをいたします。

まず、1点目の条例の概要についてのご質問ですが、本条例は、障害のある人が差別を感じ暮らしにくさを訴えていること、あるいは「障害者差別解消法」が成立し、平成28年4月から施行になり、国や地方自治体が相談及び紛争の防止等のために体制整備を行うこととしていることなどを背景といたしまして、障害及び障害のある人に対する県民の理解を深めること、そして障害のある人も等しく基本的人権が重んじられ、同等に権利を有し、社会のさまざまな分野に参加できる、あるいは障害のある人となない人がともに学び合い協力していくといった差別を解消するための基本理念を定めることを目的といたしまして、平成27年4月1日から施行されたものでございます。障害の有無にかかわらず誰もが個人の尊厳と権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会を実現するために、県の責務や県民及び事業者の役割、さらには相談及び紛争防止のための仕組みなどの考え方が明確化され、条文の中に盛り込まれております。

2点目の条例が禁止する差別につきましては、障害を理由として不当な取り扱いによる権利、利益の侵害をすること、そして社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしないことを指しているものと認識いたしております。

3点目の問題が起きた際の解決の仕組みについてでございますが、県が障害者差別相談窓口を

設置して、差別に関する相談があった際には、事実の調査、解決に向けた助言、あっせんを行うこととなります。また、相談対象の関係者が助言、あっせん等に従わない場合は勧告を行い、さらに勧告に従わないときには公表することとされております。

4点目のどこまで市民に浸透していると考えているかにつきましては、県が作成いたしました条例についてのパンフレット等を庁舎内に配置、掲出したり、また、市内関係機関に配布するといったことにより周知を行ってまいりましたが、施行後1年目ということもございまして、まだまだ十分周知が図られた状況にはございませんので、今後も引き続き県と連携を図りながら広報、周知に努めてまいりたいと考えております。

5点目の条例施行後の市民に対する啓発活動と今後の課題でございますが、条例の周知、啓発につきましては前段でご答弁申し上げましたとおりでございますが、条例に示されております差別のない社会の実現につきましては、そもそもノーマライゼーションを具現化する取り組みといたしまして、社会福祉、とりわけ障害者施策の推進などを通してその実現に努めてきたところでございまして、その考え方は本市における障害者福祉計画や障害福祉計画の中でも脈々と貫かれている考え方でございます。

平成27年4月の施行に向けて県議会を中心に進められたこの間の条例化の動きにつきましては、「障害者差別解消法」施行を翌年に控えまして、全県民挙げて差別解消の取り組みを強化しようとするものでございますので、県や福祉関係者、関係機関等と連携を図りながら、条例及び条例で示された基本理念の実現を目指してさらに周知啓発に努めてまいります。

6点目のこの条例が制定された意味でございますが、障害者への差別解消に向けた相談窓口の設置や助言、あっせんなど相談や紛争防止のための具体的な仕組みや対応策が定められたことにより、差別解消に取り組むための環境づくりが大きく進むものと考えており、大変意義深いものと認識をいたしております。今後とも共生社会の実現を基本理念とした障害者計画・障害福祉計画に基づく各種障害福祉施策の推進、さらには窓口等におけるきめ細かな相談、支援の徹底等の取り組みを通しまして共生社会の実現を目指してまいります。

7点目の市職員研修への条例の活用についてでございますが、障害者に対する職員の対応要領を平成28年度の早期に策定する予定でございまして、策定に合わせて研修等の取り組みなどを行ってまいりたいと考えているところでございますので、その際には条例の活用についてもあわせて行ってまいりたいと存じます。

○深谷秀峰議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 障害のある方に対する理解を深めることの考え方についてお答えをいたします。

小中学校において児童生徒が障害のある方に対して理解を深めるためには、集団活動の中で他を尊重し助け合うといった人権教育の充実が大切であると考えております。人権教育の課題の1つに、障害のある人の自立と社会参加を進めることが挙げられており、障害のある方が障害のない人と同じように生活し、活動できる社会をつくることが求められており、この課題についての

理解を深めることが必要であります。そのため本市では、従前より心の教育を基盤とした学校教育を推進し、何よりも相手を思いやり、偏見や差別をなくす人権を尊重した学校づくりや学級づくりに取り組み、道徳や学級内の人間関係の醸成に力を入れた教育に努めているところであります。また、障害のある児童生徒の介助に当たる特別支援教育支援員を配置するとともに、子どもたちを指導する教職員の人権意識、人権感覚の高揚を図るための研修会等も継続的に実施し、障害のある児童生徒の理解とその支援に努めてきております。

続いて、障害者福祉に関する授業等の取り組みの現状とこれから求められることについてお答えいたします。

障害者福祉に関する授業等の取り組みの現状としましては、各小中学校で総合的な学習の時間を中心に、福祉体験学習として車いす体験、アイマスク体験、点字や手話などや地域の福祉施設との交流活動を実施しているところでございます。また、特別支援学校との交流会を実施してさまざまな立場の人々がいることを知り、お互いに思いやりの心を持って助け合って生きていくことの大切さを考えたり、相手の気持ちを考え、ともに生きていこうとする態度の育成に取り組んでおります。

そして平成20年に、本市の中学生が心を1つにして策定した常陸太田市子ども人権スローガンである「「やさしさ」と「ありがとう」でつくる笑顔の輪～大切なものは近くにある～」の精神をずっと大事にして、各学校では人権の木や思いやりの木などの人権に配慮した校内環境や言語環境の整備、人権集会や人権フォーラムの実施のほか、標語や書写、作文等を通した人権意識を高める、そして学級内の人間関係を醸成する取り組みを行っております。

今後の取り組みといたしましては、従前より各学校が取り組んでいる福祉教育や人権教育において、障害及び障害のある人に対する理解と差別をなくすための取り組みになるよう「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」の趣旨を踏まえながら、体験活動や交流活動等を含め、各学校の心の教育に関する全体計画の見直しを図り、取り組みの一層の充実を図るよう指導してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

〔1番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○1番（諏訪一則議員） 各項目のご答弁ありがとうございました。それでは2回目の発言をさせていただきます。

1点目の質問の条例の概要を改めて2点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、条例の定義第2条の合理的配慮とは何か、市としての考えを伺います。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 合理的配慮についてでございますが、合理的配慮とは、社会通念上、その実施に伴う負担が過度になるものを除きまして、障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活、または社会生活を営むために障害のある人の求め、またはその家族等の求めに応じ、必要かつ適切な現状の変更または調整を行うことであると認識をしております。

例えば、視覚障害のある方に対しては手や体の一部を支えて案内をすること、聴覚障害の

ある方に対しましては筆談や手話で対応する、あるいは、車いすの方に対しましてはドアを開けて差し上げる、また階上階下、いわゆる2階3階に上がったりおりたりする際にはエレベーターまで案内するといったことなど、こういう配慮を指すものと理解をいたしております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

○1番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

それでは2点目の質問をいたします。条例の県市町村との連携、第6条では市町村の役割として、市町村職員が適切に対応するために必要な要領の策定、障害を理由とする差別に関する紛争の防止、または解決を図ることができる体制の整備及び市民の啓発を行なうことを定めています。そして啓発活動、第8条では行政が市民の啓発や調査に責任を持つようになど自治体にも一定の差別解消の責務があることが明示されてもいます。市が果たすべき役割をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 市が果たすべき役割ということでご答弁させていただきます。

条例の理念、目的であります障害に関する障壁を取り除き、誰もが住みなれた地域の中で社会の一員としてともに夢や幸せを追求しながら安心して楽しく暮らすことができる社会の実現を目指して、県と連携を深めながら周知啓発等各種の施策を有機的に実施していくことであると考えております。

具体的には、広報紙やチラシ、ポスターを利用した継続的な周知活動や障害者の日、障害者週間、障害者雇用支援月間などの市民が障害者問題に関心を持ちやすい時期を利用した市民意識の醸成、また、文化やスポーツを通じた障害のある人と障害のない人の交流機会の提供、さらには学校における福祉教育の充実、人権保護思想のさらなる普及、企業や市職員等に対する理解促進などであると認識しております。これらの活動につきましては、県や関係機関と情報交換を密にし、連携を深めながら積極的に実施してまいりたいと考えております。

なお、今年4月になりますと、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」と密接な関係にございます「障害者差別解消法」が施行になります。この法律については、今年2月25日発行の「広報ひたちおおた」でお知らせさせていただいたところでございますけれども、また新年度早々「広報ひたちおおた」などでも法の内容をより詳しく紹介し、市民の皆様に周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

○1番（諏訪一則議員） ありがとうございます。

項目1の2から項目1の7については理解いたしました。障害を理由とする差別について、あらかじめ一律に定めるといろいろな事例が出てきて困難なことがあります。個別の事案に応じて個別に具体的に判断することが必要かと思えます。よって対応要領の作成に当たっては、分野別の特性に応じてきめ細かな具体例や合理的な配慮として考えられる事例を先駆者である千葉県で

行われた事例調査などを参考に想定することも重要ではないかと思います。また、今後の社会情勢の変化も鑑み、柔軟に見直しや内容の充実を図り、障害福祉担当以外であっても趣旨の周知を図るべきと私は考えております。

項目2については理解いたしました。今後とも小中学校における障害のある方に対する理解の取り組みのさらなる充実を図っていただくことをご期待申し上げます。

私、諏訪一則の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○深谷秀峰議長 次、8番平山晶邦議員の発言を許します。8番平山晶邦議員。

〔8番 平山晶邦議員 登壇〕

○8番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。通告に従いまして一般質問を行います。

先日新聞に、「夕張市の財政破綻から10年、夕張再生、険しい道」という内容の記事が載っていました。夕張市はこの10年で人口が4,000人減少し、現在は人口9,000人、高齢化率は39.7%から48.9%、小学校、中学校は1校ずつ、市議会の定数は18人から9人、市長報酬は86万円から26万円に、それでも財政再建、地域再生の前に人口の流出がとまらず、税収増が期待できないという厳しい現実があり、水道料金などの負担増には耐えても、子どもの将来が見えなければ家族ごと故郷を離脱するような状況が続いているようです。10年たっても夕張市は大変厳しい状況に置かれています。

本県も県内の市町村の中では、少子・高齢化、人口減少が進んでいる市となっています。里美・水府・金砂郷・常陸太田、地区ごとの格差や課題のばらつきが顕在化しつつあります。現在さまざまな少子化対策を打ち出していますが、持続可能な地域づくりのためには、人口減、税収減に備えた対応、対策を余裕があるうちに考えておく必要があるのではないのでしょうか。前段に以上のことを申し上げ質問に入ります。

第1の質問は、第三セクターの外部出資並びに出捐金支出団体の経営管理について質問をいたします。

皆さんもご存じのように、外部出資している株式会社水府振興公社は、平成6年に設立し、従業員数39名、資本金2,000万円、代表取締役は市長が務めている第三セクターの株式会社であります。水府振興公社の経営は、25年度、26年度とも2期連続で赤字決算となっています。25年度は7万7,000円の赤字決算、26年度は実に1,771万2,000円の赤字決算、26年度は市から指定管理料3,000万円を入れて21年間積み上げた今までの利益剰余金の半分以上を取り崩しても1,700万円の赤字決算をしなければならない経営となっています。月の販売額の半分ぐらいしか現金、預貯金がないキャッシュフローが大変厳しい状況で経営をしています。

出捐金支出団体の一般財団法人里美ふるさと振興公社は、平成3年に出捐金1億3,560万円で設立し、従業員35名、代表理事を小林信房氏が務めています。やはり第三セクターの一般財団法人であります。里美ふるさと振興公社の経営も25年度、26年度とも2期連続の赤字決算であり、25年度1,795万1,000円の赤字決算、26年度は2,483万7,000円の赤字決算となり、26年度は市から指定管理料として約4,500万円を入れていますが、出捐金8,

000万円を取り崩し、金融機関から3,000万円の短期借入れをした状況の経営となっています。現金預貯金はまだ8,500万円ほどありますが、出捐金1億3,560万円は、今年度期首の段階で5,560万円になっております。里美ふるさと振興公社の経営も潜在的リスクを抱えた経営になっているのではないかと大変心配です。現在の本市の第三セクターの経営は、2つの法人ともリスクを抱えた経営になっていると思います。

市長を初め執行部の皆さんはご存じだと思いますが、ここに26年8月5日付で、総務大臣から総財公第101号で第三セクター等の経営健全化の推進について示された公文書を持ってまいりました。この中にはこのように書いてあります。平成21年から平成25年度まで、第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進し成果を上げた。この期間に茨城県は住宅供給公社などを整理いたしました。しかし地方公共団体は、自らの財政規律の強化を常に図っていくことが重要であり、平成26年度以降においても関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任による効率化、経営健全化に取り組むことが必要で、平成26年6月24日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」においても、地方財政改革推進のためには、公営企業第三セクター等の徹底した効率化、経営改善を図るとされています。

特に第三セクターの財政的なリスクを正確に把握していない地方公共団体や財政的リスクが潜在的に極めて高い水準に達している地方公共団体にあつては——地方公共団体というのは各市町村とか県に当たるとは思います、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことを求めるとしております。

次に、それらを行うために、公文書総財公第102号の総務省自治財政局長名で「第三セクター等の経営化健全化等に関する指針の策定について」により、地方公共団体に対して指針の内容を十分に留意をして適切な対処を求めています。

この指針の基本的な考えは、1つには、地方公共団体の自らの判断と責任により、徹底した効率化、経営改善化に取り組んで財政規律の強化に努めなさいということであり、2つには、地方公共団体が損失補償を行っている第三セクターの経営状況が著しく悪化している場合は、将来的に多額の財政負担が生じないように第三セクターの抜本的改革、すなわち第三セクターが行っている事業そのものの必要性、公益性などの意義、採算性などの検討を行い、事業継続の是非や事業手法のあり方について、第三セクターの増配、やめることも含めて判断を速やかに取り組みなさい、これが指針の基本的な、総務省から出されている意見であります。

次に、地方公共団体の第三セクターへの関与については、地方公共団体は、第三セクターの健全な経営が維持されるように経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要であると書いてあります。

そこで1点目の質問として、株式会社水府振興公社と一般財団法人里美ふるさと振興公社の経営状況等の把握、監査、評価を執行部としてどのような体制でどのような対応を行い、指導、監督をしているのかお伺いいたします。

また、常陸太田市は、道の駅経営のために新たな代表取締役を市長が務める資本金6,000万円の第三セクター、常陸太田産業振興株式会社を設立し、本市の第三セクターは、2株式会社、

1 財団法人となりました。第三セクターの経営状況が本市に与える財政的影響はますます大きくなっています。それゆえ私は、事業管理とは別に第三セクターの出資団体の経営を管理し、経営の数字を読み解き、企業会計を理解した人材を置き、経営主導できる組織を常陸太田市の中に作る必要があると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、総務省からの通達の中で、経営責任の明確化が示されております。

1 つとして、第三セクター等は、地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、第三セクター等の経営責任は経営者に帰するものである。経営者は第三セクターの経営が悪化した場合には、民事、刑事上の法的責任追及が行われる可能性があり得ることを十分に認識した上で第三セクター等の経営に当たることが必要であると、このように通達にあります。

そのことからすると、2 点目の質問としてお伺いしたいのは、株式会社水府振興公社と一般財団法人里美ふるさと振興公社の経営責任についての考え方は、現在どのように市として整理しているのかについて説明願いたいのであります。商法上の株式会社や一般財団法人に準拠した経営責任でいいのかについても含めてご説明いただきたいのであります。

第1の質問は以上であります。

第2の質問は、市施設の禁煙対策についてお伺いいたします。

茨城県は、たばこ対策として喫煙はがん、循環器疾患、糖尿病、歯周病など多くの疾患の原因となることから、喫煙者を減らす、未成年や妊産婦の喫煙をなくす、受動喫煙への曝露状況を改善するとしています。また県は、総合がん対策の中でも目標数値を設定して禁煙対策を強力に進めています。県は各市町村に対しても目標値を設定して取り組んでいます。

例えば、茨城県禁煙認証制度を作り、多くの方が利用する施設での禁煙化を促し、受動喫煙防止対策を推進するため禁煙施設であることを公示、すなわち看板を出して禁煙施設であることを利用者に知らせる制度を官民挙げて取り組んでいます。平成27年9月現在では、建物内・敷地内禁煙認証施設は5,497施設となっています。茨城県は、県内市町村の施設は禁煙施設100%を目指しています。

市町村における受動喫煙状況は、44市町村の中で39市町村は敷地内・建物内全面禁煙であり、分煙、不完全分煙をとっているのは常陸太田市も含めて5市町村だけであります。本市は医療費の抑制のためにさまざまな施策を行っていますが、市役所庁舎や支所において禁煙を行っていないければ、市民や県や他市町村から何をやっているんだと見られているのではないのでしょうか。

また、国も2020年のオリンピックを控えて、喫煙という個人的嗜好は多くの人々が集まる場所においては認めないというグローバルスタンダードの基準で対応するために、強力に禁煙対策を進めることとしております。本県も国体を控えている中で、禁煙対策を行政一丸となって進める状況にあります。

このような環境下の中で、本市は本庁舎内や支所内禁煙を実施できておりません。そこでなぜ市施設内で禁煙ができないのかについての理由をお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 初めに、外部出資並びに出捐金出資団体の経営管理についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の経営状況等の把握、監査、評価体制についてでございますが、水府振興公社及び里美ふるさと振興公社の経営状況の把握や事業の評価につきましては、現在は指定管理者の立場において指定管理者制度モニタリングマニュアルに基づく自己評価、市所管課評価及び指定管理者選定委員会における施設ごとの経営状況等に係る評価を行っているほか、施設管理所管課におきましては職員配置の再考、営業外収益の確保、指定管理料の見直し、売り上げの向上などの経営努力を求めているところでございます。第三セクターの経営状況に対する適切かつ明確な把握を行うには至っていない状況でございます。

公共性と企業性をあわせ持つ水府振興公社や里美ふるさと振興公社、これらは地域の振興や雇用の場として重要な役割を担っているものと認識をしているところでございますが、一方で全国の例を見ますと、経営が著しく悪化した場合には市財政に深刻な影響を及ぼすことも懸念されているところでもございます。

今後は第三セクターに対して出資出捐を行っている立場に立って、引き続き施設管理所管課による指導を行うとともに、所管課との連携を図りながら国の指針に基づきまして総括的に総務課において管理してまいりたいと考えているところでございます。

なお、管理に当たりましては、職員の配置等についても検討しながら、収入及び支出の実績や見込み、経営の状況について報告を求め、必要に応じ調査を行うとともに、また、市内の指定管理において健全経営がなされている施設との比較も行い、第三セクターが自らの判断と責任により徹底した効率化、経営健全化等に取り組むことができるよう、市としての関与を強めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の経営責任の明確化についてでございますが、第三セクターは市から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であることに鑑みまして、市が第三セクターの債務等について暗黙の補償を行うといった誤解などを受けることがないように、例えば第三セクターの経営が悪化した場合には、法の規定に準拠してその代表者や理事、取締役などの決定権を持つ役員が民事、刑事上の法的責任を追及されること、あるいは市が出資者として負うべき責任は原則として出資の範囲内とすることなど、市及び第三セクター双方の法的責任や財政的負担の範囲の明確化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、市庁舎及び支所内の禁煙対策についてのご質問にお答えをいたします。

市本庁舎及び支所におきましては、現在平成15年に施行されました「健康増進法」第25条の規定に基づきまして、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる必要があることから、喫煙室を設置し分煙を実施してきたところでございます。

しかしながら平成25年度に茨城県が策定いたしました第3次総合がん対策推進計画におきましては、市町村役場庁舎の禁煙化率100%を目標とする達成年度が平成29年度と設定され

ているところでございます。また、現在行っております分煙につきましても将来的には全面禁煙とすることが求められているところでもございますことから、本市といたしましては、平成28年度から本庁舎及び支所の施設につきまして施設内禁煙とする措置をとってまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

〔8番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○8番（平山晶邦議員） 2回目の質問をいたします。

1問目の第三セクターの経営状況の把握、監査、評価体制についての質問でお伺いをいたします。

私は、市が第三セクターの経営状況を明確に把握できていなかったということは問題があったと言わざるを得ません。総務省の指針にあるように、関係する第三セクターの現在、次が大切なのですが、将来の経営状況や資産、債務の状況について適切に把握しておくことが必要であると示されております。経営がよくとも悪くとも経営状況を把握しておくことが必要だったと思います。

茨城県は、総務部に出資団体指導室を設けて出資団体の経営管理を行っています。本市においても、ご答弁にあったように経営分析ができて経営主導が担える、客観的に経営管理を行なえるセクションをぜひ置いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、第三セクターの経営者の立場から、水府振興公社の社長である市長にお伺いをしたいのですが、金砂郷地区にありますこめ工房、そば工房、金砂の湯、金砂庵などの指定管理先はJA常陸であります。JA常陸に対しては、市から指定管理料は支払われておりません。26年度に水府振興公社は、市から3,000万円の指定管理料が支払われています。それでも水府振興公社は1,700万円の赤字を計上していることは、指定管理料を支払われていないJA常陸と比較すると、水府振興公社は指定管理料3,000万円と赤字分1,700万円で実に4,700万円の利益の開きがあると思います。そこで市長にお伺いをいたしますが、水府振興公社社長として、職員に対してどのような指示を出して経営されているのか、経営の大変さも含めてご説明いただきたいと思います。

○深谷秀峰議長 市長。

○大久保太一市長 もともと水府振興公社、そしてまた里美の振興公社につきましては、先ほど総務部長からもご答弁申し上げましたように、地域へ交流人口を増やす、そして地域の経済的な活性化を高める、そしてまた、例えば入浴施設に代表される地域住民の福利の向上ということが目的、さらにはそこで働く人たちの働く場所の確保というような大きくは3点の趣旨を持って設立されたと思っております。

そんな中で振興公社社長として私が絶えず考えてきましたのは、今全体が自立できるような経営内容になっていない、従って指定管理料を行政からいただきながら毎年毎年経営をしているというのが実態であります。早く指定管理料を減らし、そしてまた目標としてはこれをゼロに持っていくというのが経営者としての責任であります。

これまでそれを行うための経営改善としましては、粗利を稼ぐということが1つ、そしてまた、その稼いだ粗利の中で営業経費が限度内に収まっていれば、それは経営的には黒字経営ということになるわけであります。しかしそこまで至っていないのが実態であります。

じゃあ、今までどういう努力をしてきたのかということをかいつまんで申し上げますと、水府振興公社に指定管理制度が導入された一番最初の年は平成18年です。そのときに指定管理料は4,649万円でありました。それから今日に至りますまで、先ほど来議員からの発言にありました平成25年度は3,580万円、そして平成26年度は3,000万円ということに、毎年毎年少しずつではありますが、指定管理料の減額に努めてきたというのが事実であります。

しかしこれを下げていくために何をもって下げていくのかというと、一口に言えば経営改善なんですけど、これまでの実績で直近で申し上げますと、いわゆる指定管理料等を含む営業外収益を含まない実質的な営業利益という観点から言いますと全て損失を出しているわけですし、その損失額は、例えば平成24年はマイナス4,000万円です。25年度はマイナス4,700万円、そして平成26年度は約1,000万円ぐらい改善いたしましてマイナス3,700万円という状況まで来ているのが事実であります。しかしこれではまだまだだめなんです。

そういう観点から、私がかねがね従業員に申していること、やってきたことを少し、代表的なものだけお話しさせていただきますが、営業費用の際たるものは人件費です。この人件費につきましては、私が社長になりました時点で8名の正社員を全てパートに切り替えました。そして人件費を削減するというのと、あわせて先ほど言いました粗利を稼ぐという観点からは仕入れ価格を、できるだけ仕入れに必要な金額を抑えていく必要があります。物産センター等のお土産品につきましては、仕入れ価格の5%引き下げを業者に説明し理解をいただきまして、その引き下げをまいりました。またもう一方でレストランもあります。

また、竜っちゃん乃湯という入浴施設がありますが、これは金砂郷の金砂の湯もそして里美のぬく森の湯も赤字経営となっております。1つの要因として、水府の場合は宿泊施設になっておりますが、宿泊客は非常に少ない、そういう状況です。したがってお風呂の経費といいますか、そういう直接経費は結構大きくなる。それをどこで稼ぐのかというと、食の販売、それでやるしかない。

食の販売において、初めに私が社長になりましたときは、食材費、いわゆる直接経費としての食材費が売り上げの45%ぐらいになっておりました。これは極めて高い、30%以下に抑えるのが大体民間のレストラン等を含んだああいふ施設の経営の指針といいますか、実績はそういうことであります。

何をやったか、例えばあそこに入った瞬間に感じましたことは、メニューの中に水府のあそこまで来てお客さんは本当にこれを食べるんかというようなメニューが列挙されているわけですよ。わかりやすく言いますと、舌平目のムニエルを何で竜っちゃん乃湯まで来てお客さんは食べるんですかと。そういうことからPOSシステム対応のレジに全部切りかえまして、売り上げの状況が毎日毎日把握できるようにして、その中で売れないメニューについてはもうやめたらいいと。そして中心を地元でできる食材を使ったメニューに切りかえる、そんなことを指導してまいりま

した。少しずつ食材費についても今、比率は下がってきておりますけれども、まだまだ3割程度までにはっていない。

ちなみに食材費が45%にもなるのは、国が国賓を招聘して都内の有名ホテルで晩餐会をするときの食材費は45%ですから、それをこの田舎でやったのでは経営なんかとてもじゃないが成り立つわけではない、そんなことをやってまいりました。

それから、売り上げを上げるという観点から若干申し上げますと、大吊橋でバンジージャンプが始まりまして、おかげさまで震災前の渡橋者の数まで戻ってまいりました。売店の売り上げ状況、レストランの売り上げ状況をチェックいたしますと、レストランは震災前に比べて3割ぐらい伸びました。渡橋者の数は震災前と同じぐらいです。ところが売店の売り上げはそこまで伸びませんでした。なぜか。要するに売店に入ったお客さんが買いたくなるような品揃え、そして店内のレイアウト、陳列の方式、そういうところが極めて不親切な状況にありましたので、これは27年度ですけれども、店内のレイアウトを全部変更させました。そして冒頭申し上げました地場産品をお客の動線で一番買いやすい場所に掲示をするようなそんなことをしてきたところであります。

その他いろいろありますけれども、年に1回だけやっているんですが、つい最近全職員を集めて経営の状況について説明をし、それぞれの部門において具体的に何をどう努力し改善をしていくべきか、そのことをこれまでずっと毎年説明をして指示を出してきたということは社長として当然の仕事でありますけれども、そんなこともやってきたところであります。

そしてなかなか経営の改善が遅いということもありまして、平成27年度からそれぞれの売店、レストラン、竜っちゃん乃湯、その他施設について、そこにいる従業員ではっきりとグループ化をいたしまして、その中にそれぞれの部門の経営の実態、そういうことを説明をし、改善の方向性、それを申し上げた中で、従業員からのグループ討議等々を通じた改善策の提案等々を出してもらい、それを実行に移していく、そんな体制を今整えてきたところであります。

これまでやってきたことにつきましてお話を申し上げましたけれども、いずれにしても社長である立場と市長である立場と一人でやっているわけですから、これらの施設についてほんとうに経営改善がなされないのであれば、その施設が今後継続する必要があるのかないのか、その点を絶えず考えながら経営はしていく必要があると思っております。

最初市長になりましたときに、施設ごとの独立採算制をもととした経費、経理計算にはなっておりませんでした。それではどの施設をどう改善したらいいか、そしてまた廃止をしたらいいのか継続をすべきなのか、そのことが経営的な数字からよくわかりません。そのことを話をいたしまして、そういう改善に結び付けてきた。これは水府振興公社だけじゃなしに、里美のふるさと振興公社にもそのことをお願いいたしまして、各施設ごとの経営経費の計算等々をやっている、そんな状況であります。その中から設立の趣旨、あるいは利用の状況等々を勘案して、これから先の継続か否かの判断をしていく必要がある、そう思っております。

以上です。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） 市長から大変細かい、今までのご努力していただいているという内容のご説明がありました。ありがとうございました。今市長が言われた意義といたしますか、そういうふうなものを水府振興公社の職員並びに里美ふるさと振興公社の職員の皆さん一人ひとりが確認をしながら進めていっていただきたいなと私も思っております。

2問目の質問に移ります。2問目の質問の第三セクターへの経営責任の明確化について質問をいたします。

私は私が思っていた以上に総務省からの指針は地方公共団体や第三セクターの経営者に対して大変厳しい自己責任を求めています。公的支援のあり方についても、公的支援の考え方は支援を漫然と継続することや支援の規模が安易に拡大してはいけない、地方公共団体は第三セクターの損失補償を行うべきではない、地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲であることや、地方公共団体と第三セクターが一体的なものであるという誤解や、地方公共団体が第三セクターの債務等について暗黙の補償を行っているとの誤解を他の出資者や利害関係者から受けることがないように、それぞれの法的責任及び財政的負担の範囲を明確に示しておきなさいということを総務省は指針の中で書いてあります。

地方公共団体と第三セクターとの関係は、ほぼ商法に準じた通達になっているのではないかと私は思います。そうしますと、市が今まで考えてきた第三セクターへの経営責任に対するアプローチよりも、その経営責任は大変重いものがあると考えますが、執行部のご所見を再度お伺いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 国から示されました指針につきましては、大変厳しい内容であるというふうには認識しているところでございます。今後総務課におきまして経営状況等の指導、監督を行ってまいりますけれども、これに当たりましては、指針に基づきまして協議をし、指導、監督をしてまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） 総務省から出ている内容を十分理解して当たっていただきたいと思います。

私はこの第三セクターの経営問題の質問を考えたとき、現地や現場を見てまいりました。そのとき3つの視点、先ほど市長もお答えになりましたが、公益性、公共性、必要性があるのかという視点で現場を視察いたしました。私からいたしますと幾つかの問題があると考えましたが、そのことは本日ではなく後々議論をしていきたいと思っております。

私は第三セクターの必要性を否定するものではありません。第三セクターは利益を上げる組織でないことも十分に理解しております。しかし市民の皆さんから負託をいただいている職責でありますので、地域振興の名のもとに無制限に経営悪化や経営責任を放置することはできません。今回の質問で本市が潜在的なリスクを取り払い、持続可能な第三セクターの経営に執行部の皆さんが一丸となって取り組まれることを期待しております。

以上で1問目の質問を終わります。

第2の質問の市施設の禁煙対策については、ご答弁にあったように全面禁煙を行うということでもありますから、施設として禁煙認証制度、認定施設の看板を示した施設をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○深谷秀峰議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○深谷秀峰議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番深谷渉議員の発言を許します。6番深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） 6番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、公金の管理についてでございます。

我が国の金利動向は、歴史的な低水準で推移してきております。平成25年4月に日銀が異次元の量的・質的緩和を導入し、一昨年10月に追加緩和を実施、マネタリーベースは大きく拡大しております。債券利回りも短期から長期に至るまで低利の状態が続いていたところ、今年1月29日、日銀はマイナス金利政策の導入を決定いたしました。長期金利の指標となる10年国債利回りは2月に入ってマイナス金利となり、我が国にとっては初めてのことで、これは世界でもスイスについて2例目と聞いております。10年国債を満期まで保有すれば確実に損をすることであり、国債の安全神話が崩れた歴史的な出来事でございます。

こうした厳しい金利環境の中でも、地方自治法でも定められているとおり、最小の経費で最大の効果を上げることは自治体の責務であります。運用においては収益である利回りを最大化し、資金調達においてはコストである利払いを最小化することが効率性向上の取り組みであります。資金運用は市民の財産の運用であります。また、資金調達は市民の負債になりますから、その責任は大変重要であります。

そこでお伺いいたします。歳計現金と基金の運用について、どのような基準で運用されているのか、その決定過程をお伺いいたします。また、本市の歳計現金と基金の各利回り、そして全体の利回りは幾つになっているのかお伺いをいたします。

例えば大分県の国東市は、平成25年度に基金運用利回りが1.96%という全国トップクラスの利回りを達成したということで、平成26年度の地方公共団体金融機構主催の地方公共団体ファイナンス賞を受賞しております。この国東市の資金運用の取り組みに対してのご所見をお伺いいたします。

続きまして、資金調達についてでございます。市債は償還方法、借入期間、利率、据置期間の有無などの償還条件によって適用される調達金利の利率も変化をします。その調達の基準と決定過程、そして市債の借り入れ先の選定を含めてお伺いをいたします。

次に、先ほど国東市が地方公共団体金融機構主催の地方公共団体ファイナンス賞を受賞したと述べましたが、同じく岐阜県の各務原市が資金調達部門でファイナンス賞を受賞しております。市債の利息額を抑制する工夫を行い、3億5,000万円の経費削減効果があるとの試算結果が出るなど、全国的にもあまり例がなく、先進的でほかの自治体の参考になるとして高い評価を受けております。この各務原市の資金調達手法の取り組みに対してのご所見をお伺いいたします。

続きまして、公金管理をする職員の育成でございます。公金管理は地道で華々しくはありませんが、非常に重要な部門であります。専門的な知識と最新情報の収集、経済状況の把握、全体最適かつ長期的な視点に立った判断が必要であり、その結果を評価、検証し、PDCAサイクルの中で管理する体制が望まれます。そのための人材育成の取り組みについて、現在の取り組みとこれからの方針についてのご所見をお伺いいたします。

2項目めといたしまして、土地の所有者不明化についてお伺いをいたします。

東日本大震災から5年を迎えようとしております。まだまだ多くの人々が仮設住宅で生活し、将来が見通せないままの生活を送らなければならない現状が続いております。一日でも早い生活環境の復旧、希望の見える生活を念願しております。

被災地では、移転用地の取得において、所有者不明や法定相続人多数のために権利関係の調整に膨大な時間を要する事例が続出していると聞いております。相続時に登記の名義変更が行われないまま代がわりが進んだ結果、法定相続人が数十名に上り、いざというときに権利関係の調整がつかない土地の所有者不明状態が大きな問題としてクローズアップされております。

三大都市圏では地価が上昇に転じ、外資による不動産投資も活気づく一方で、地方では土地価格が低下していき、山林や農地の管理放棄とともに所有者が相続登記を放置する権利放棄が進んでいるのが現状であります。東京財団のレポートによれば、相続を機に登記放置される可能性のある山林は、個人所有山林全体の25%に上ると推計され、耕作放棄地、入会林野、いわゆる共有林と言われておりますけれども、入会林野などを含め、権利放棄される土地は今後30年以内に300万ヘクタールに上るおそれがあると警鐘を鳴らしております。

本市では地域面積の60%を山林が占め、農地が多いためその例外ではないと思います。そこで権利放置の中で、大きな問題の1つである入会林野、いわゆる共有林についてお伺いをいたします。

入会林野の問題は私も相談を受けるのですが、税務課、納税課では、市民からどのような相談を受けているのか、具体的にお伺いをいたします。

2つ目といたしまして、本市における入会林野の面積と課税している件数についてお伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問を終わりにいたします。ご答弁よろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。会計管理者。

〔斎藤広美会計管理者 登壇〕

○斎藤広美会計管理者 歳計現金と基金の運用についてのご質問にお答えをいたします。

平成27年度に行いました歳計現金と基金運用の金額、期間、利回りにつきましてご説明を申

し上げます。

歳計現金につきましては、支払いのための決済用資金としているため普通預金での運用しております。平成27年度の基金の運用でございますが、減債基金につきましては、平成26年度決算後の普通預金残高26億1,816万2,000円の運用をしております。運用に当たりましては、市公金運用指針に基づき、市内の7金融機関から見積書を徴し、最も高い利回りを提示した金融機関に預けるものとしておりますが、ペイオフ対策として上位2行へ分散し運用をしております。

運用額は4本に分けており、内訳を申し上げますと、1つが10億円、期間207日、利回り0.095%。2つ目が6億1,816万2,000円、期間が207日、利回り0.095%。3つ目が5億円、期間207日、利回り0.075%。4つ目が5億円、期間232日、利回り0.075%となっております。

次に、平成27年度の財政調整基金の運用でございますが、平成26年度決算後の普通預金残高4億1,201万6,000円の運用に当たりましては、平成27年度当初予算で財政調整基金から2億5,000万円の取り崩しを見込んでいることから途中解約が想定されるため、指定金融機関への定期預金として運用しております。運用額が4億1,201万6,000円、期間が232日、利回り0.025%となっております。

次に、歳計現金、基金の運用の各利回りと全体の利回りについてのご質問にお答えいたします。

歳計現金の利回りにつきましては、決済用資金のため普通預金としており0.02%でございます。

次に各基金で運用しております定期預金は全体で58本、長期運用の国債等は2本でございます。定期預金58本の内訳につきましては、利回り、本数、額面の順でご説明申し上げます。0.025%、17本、10億1,140万805円。0.055%、3本、2億3,300万7,117円。0.075%、9本、20億4,851万4,152円。0.08%、3本、2億7,000万円。0.095%、3本、17億406万478円。0.105%、7本30億8,835万5,383円。0.115%、3本、13億7,481万7,485円。0.182%、1本、10億円。0.200%、14本、57億7,749万1,470円。国債等につきましては、1.060%、1本、6億3,645万1,944円。1.290%、1本、2億2,986万2,000円。合計で173億7,396万834円を運用しております。また、基金全体の利回りにつきましては0.174%となっております。

次に、高率で運用ができている自治体についての所見につきましてのご質問にお答えいたします。

高率で運用している自治体につきましては、個別の基金をまとめて一括運用する方法で、10年から20年の長期国債等を購入し、高率な運用を行うものです。当市におきましては、使用目的のある基金は定期預金での運用を行い、元本を取り崩せない果実運用型の基金である地域福祉基金、まちづくり振興基金につきましては、長期の国債等で運用しております。

現在の国債金利はマイナス金利の導入により、10年国債がマイナス金利となっております、15

年国債以上の長期債でないと利子につかない状況となっております。資金運用に当たりましては元本保証を最重要と考えており、特に国債等による債券運用は満期日まで保有することで元本を得ることができますが、突発的な事情で資金が必要となり途中売却した場合には元本割れのリスクを伴うことになることから満期日までの保有を原則としております。

また、金利につきましては、国内外の経済情勢等により変動するため、現在の長期金利時での債券運用は見合わせ、今後の金利の動向を注視し、適正な時期を見きわめ運用すべきものと考えております。あわせて、金利の一括運用につきましては、先進地における資金運用基準や資金運用計画等の取り組み状況につきまして調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、公金管理をする職員の育成について、現在の取り組みとこれからの方針についてのご質問にお答えいたします。

現在までの取り組みでございますが、毎年県主催による会計管理者、会計担当者、財政担当者を対象とした債権管理資産運用等の研修会に参加して、安全な資産運用などの内容につきまして、金融専門の講師からの研修を受けております。また、証券会社主催による債券運用の研修会へも参加し、運用方法等の研修を受けているところでございます。今後におきましても、引き続き会計及び財政担当者において資金運用関係の研修会に参加し、運用に関する知識の習得に努めてまいります。

○深谷秀峰議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 総務部関係のご質問にお答えをいたします。

初めに公金の管理についてのご質問の中で、資金の調達についてのご質問の1点目、資金調達の基準とその決定過程についてのご質問にお答えをいたします。

市債の引き受け先の選定に際しましては、世代間の負担の公平確保の観点から長期にわたり低金利で借りられるものを基本とし、引き受け先を決めているところでございます。また、市債を起こす際は、合併特例債や過疎対策事業債といった交付税措置のある有利な地方債を活用しているところでございます。

市債の借り入れ先は、公的資金である財政融資資金、地方公共団体金融資金、民間等資金である銀行等引き受け資金の3つに分類されているところでございます。それぞれ起債の種類に応じて借入先が定まっております。

財政融資資金と地方公共団体金融資金は、借入利率は設定されておりますが、償還期間、据置期間は起債の種類によりそれぞれ期間が決まっており、その期間の範囲以内で財政状況や後年度負担を考慮し借り入れることとしております。

銀行等引き受け資金では、償還期間、据置期間を設定し、市内の金融機関に借り入れ条件の調査を実施し、この中で最も低利な金融機関に決定しているところでございます。

続きまして、2点目の借入金の利息額を抑制して経費削減効果を上げている自治体への所見についてお答えをいたします。

最小の経費で最大の効果を上げることは自治体の責務であり、資金調達においてもコストであ

る利払いの最小化に努めていかなければならないと認識しているところでございます。当市におきましても借入利子を抑制するため、公的資金においては借入先で示されている償還期間、据置期間の範囲内で財政状況や後年度の負担を考慮しながらできるだけ期間を短縮しており、また銀行等引き受け資金においては、償還方法を総返済額が少なくなる元利均等償還にすることにより経費の削減に努めているところでございます。

一例を申しますと、昨年度借り入れをいたしました緊急防災減災事業債 2 億 2 9 0 万円の借り入れにつきましては、地方公共団体金融機構からの借り入れで償還期間は 3 0 年以内、据置期間は 5 年以内となっており、仮にこの 3 0 年償還、5 年据え置きで借り入れた場合の利率は 1. 2 % でございましたが、実際の借り入れでは 1 0 年償還、1 年据え置きとすることで借入利率は 0. 3 % となり、3 0 年償還、5 年据え置きと比較をいたしますと、総返済額では 4, 0 0 0 万円の減額となっているところでございます。

各務原市の事例でございますが、最適な資金調達方法を検討し、先例にとらわれず見直しを重ねていく姿勢は大変参考になるところでございます。こうした優良事例を取り入れることにより、調達コストの削減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

市債の発行は、世代間の負担を平準化する機能があり、財政運営には欠かせないものと考えておりますが、持続可能な財政基盤を維持するという観点から、引き続き市債の借り入れ抑制による公債費の縮減により財政の健全化に配慮してまいりたいと考えております。

次に、土地の所有者不明化についての 2 点のご質問でございますが、1 点目の入会林野の課税、納税について市民からどのような相談があるのかというご質問にお答えをいたします。

固定資産税の納税通知書は代表者に送付をしているところでございますが、その代表者が共有者のところを回って集金をしている場合には、代表者の高齢化や死亡などにより後継者がいなくなるといった事情から、共有者間での集金が困難となっているといった相談が年に数件寄せられているところでございます。また、過疎化により地元に残る人が減少する中、共有者の相続人が誰なのかわからなくなったり、相続人自身が共有地の存在を知らなかったりといった相談も、件数はごくわずかでございますが寄せられているところでございます。

入会林野に限らず共有の固定資産につきましては、「地方税法」の規定により共有者全員に連帯納税義務が課せられることになっておりますが、代表者を選定していただき、その方に納税管理人となっていていただく方法をとっているため、このような内容の相談は本市だけではなく全国的に増えていくものと考えているところでございます。今後さまざまな事例の相談が寄せられることと予想されますが、引き続きまして法令等に従い適切に対応してまいりたいと考えております。

2 点目の本市の入会林野の面積と課税件数についてのご質問にお答えをいたします。

把握をしている範囲で本市の入会林野の面積は 9 5 9 万 6, 0 0 0 平方メートルであり、課税山林 1 億 1, 9 8 9 万 6, 0 0 0 平方メートルでございますけれども、この約 8 % を占めております。また、課税件数でございますが 6 1 3 件でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

〔6 番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。それでは2回目の質問をさせていただきます。

最初に公金の管理についてでございます。最初に資金の運用について詳細にお答えいただきまして、おおむね理解をいたしました。この中でやはり国東市の例というのは非常に参考になるかなという思いがしております。そういった意味でしっかり研究していただいて、その内容を把握していただきたいなと思います。

例えば、基金の一括運用でございますけれども、本市は一括運用はされておりません。国東市は一括運用を行って、先ほどの高利回り1.96%を平成25年度に達成しているということであります。本市は0.174%ですからかなりの格差がございます。国東市は一括運用により、平成23年度は、基金合計124億円のところ約2,000万円の運用収益であったんですけれども、平成25年度は基金が135億円になりましたけれども、運用収益は2億1,900万円になったという実績がございます。そういった意味では、一括運用というのはキーポイントになるのかなという気がいたしますので、ぜひとも研究をしていただきたいなという思いであります。

2点目の資金の調達についてでございます。先ほどのご答弁の中で、起債の引き受け先のご説明を伺いましたが、金額ベースでは公的資金の割合と民間資金の割合はどのようになっているのかお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 公的資金は196億261万円で全体の83.5%でございます。民間資金でございますけれども、38億6,070万円で全体の16.5%でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 公的資金が83.5%、民間資金が16.5%というご答弁でありました。この割合ですが、全国の地方債の統計では、民間資金の割合が年々増えております。全国自治体の現状では約6割を民間資金が占めているようであります。本市ではこの構成がかなり違っておりますけれども、その理由があればお答えください。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 資金の調達に際しましては、起債の種類にもよりますが、基本的に20年、30年と長期に借入れるものについては公的資金を優先いたしまして、10年以内の償還が可能なものについては民間資金を活用しているところでございます。

また、本市の市債全体の20%を占めております過疎対策事業債につきましては、公的資金がその引き受け先となっていることも要因と考えているところでございます。

参考までに申しますと、茨城県の公的資金、民間資金の割合でございますが、公的資金が76%、民間資金が24%でございます。

今後につきましては民間資金の割合が高くなることも考えられますので、それらの影響について検討し、市債残高の状況、今年度の負担の見通し、公的資金の動向などを考慮いたしまして最適な引き受け先を選択し、資金調達を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 民間資金の割合が今後増えてくるのではないかという予想がされますけれども、この民間資金の借り入れ条件の調査をして実施しているという答弁がありました。具体的にその内容をお伺いしたいんですけれども、借り手である本市とおのおのの銀行が、借り入れ条件について1対1で交渉して最終的に条件のよい金融機関を決定されているのか、それとも複数の金融機関による入札引き合い方式を採用されているのか、その辺具体的にお伺いしたいんですけれども。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 決定に当たりましては、市内にあります7つの金融機関、これは全ての金融機関でございますけれども、こちらに対しまして借り入れ条件の調査票の提出を依頼いたしまして、提出のありました金融機関のうち最も借り入れ利率の低い金融機関に決定しているところでございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 各金融機関は、現在預貯金の増加はしておりますけれども、貸出額が伸び悩んでいるという状況であります。この状況のもとで、自治体向けの貸出金額というのは非常に大きいために、預金に対する貸し出し割合である預貸率——預金額と貸し出しの利率でありますけれども、これを高めることができ金融機関にとっては経営指標の改善になる効果があります。ですから今、地方債の市場は借り手が優位な状態にあると考えられております。したがって、複数の金融機関による入札引き合い方式によれば公正な競争によって透明性が確保され、今の市場環境においてはスプレッドの低減ができる可能性が高くなると考えられます。以上の考え方とこの方式の採用についてのご所見をお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 入札引き合い方式につきましては、公正な競争によりまして条件決定過程の透明性が確保され、安定した市場環境ではさらに有利な条件が可能になるものと考えているところでございます。

現在当市で行っております市内金融機関を対象といたしました条件調査による引き受け先の決定方法につきましては、基本的に入札引き合い方式と同様であると考えているところでございますが、競争性、透明性の見地からより有利な借り入れができる方法について研究してまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） よろしく検討のほうをお願いいたしたいと思います。

先ほどの運用資金に当たっては、市の公金運用方針に基づいて行っているということをお伺いしておりますけれども、資金調達においてもその方針というのは定まっているのでしょうか。そしてまた、全体として資金調達と運用に関しての財務活動管理方針というのは本市としてあるのでしょうか。その辺をお答え願いたいと思います。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 資金調達におきましては、借り入れ時点におきます財政状況に応じて、金融

市場の動向を踏まえまして最も有利な方法により借り入れることで進めているところでございます。お尋ねの財務活動管理方針につきましては、資金管理の改善に調達、運用の両面から一体的に取り組む方針として認識しておりますが、当市においては策定していない状況でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 先ほど例にとりました各務原市は、きちんとそういった財務活動管理方針を定めて、それにのっとって運用した結果、借り入れを有利に進めることができたという、そういった結果が出ております。お忙しいとは思いますが、そういった管理方針を本市としてもぜひとも作っていただきたいなと思います。そして知識の継承、そういったものは部署がかわってしまうとなくなってしまうというようなことではなくて、積み上げたそういった方針をきちんと継承できるような形をとっていただきたいなと思っております。

最後、各務原市の事例で最も参考になると思われるのは、資金調達においてどのような部分が具体的にお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 各務原市の利息額を抑制する取り組みでございますけれども、10年以内の償還期間での借り入れや利率見直し方式、さらには据置期間を設けないなどの取り組み、これらが参考となりますので、今後検討内容とさせていただきたいと考えております。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。各務原市のレポートを見たんですけれども、最後のまとめというのが非常に参考になりますので、紹介させていただきたいと思います。

借り入れの見直しは気づきと決意さえあれば財政課のみで完結できるが1つ。それほど手間がかからず一定の成果が期待できる。また手つかずの団体であればあるほど効果大きい。現状の意味を確認し最適な方法をしっかりと選択すべきだ。先ほど出ました地方公共団体金融機構の地方支援部は活用し倒すべきだ。また、各団体は出資者であり遠慮は要らないんだ。最後に、ほかの業務にもいい影響があり、成功体験したことで業務の見直しや新規事業に課員がそれまで以上に積極的に関与するように変化した。こういったことが最後のまとめとして述べられておりました。具体性が非常に参考になるなという気がいたします。

資金の運用、そして調達に関して先進自治体の研究と、そしてまた本市独自の調査、研究をされて、その実践の結果が市民に資するものであるなら、ぜひともその成果を市民へ報告していただきたいなという期待をいたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、入会林野についての質問にご答弁いただきました。非常に悩ましい問題でございます。

入会林野は、先ほど答弁がありましたように代表者にだけしか納税通知書が行きませんので、それ以外の方は納税通知を受けていないので、本当に認識がだんだん薄くなってしまって、その相続も滞ってしまうという状態が続いて、もう何代にもわたらないとその所有者がわからなくなってきてしまっているというのが現状でございます。ですから、20人で所有している共有林が実際集金できるのはその半分とか5人とか、そういったのが現状でありまして、また、集金する

のも少額ですけれども、遠いところに電話して振り込んでもらったり、そういった手間が非常にかかっているといった状況が続いております。何とかならないのかというのが現状でありまして、国もやっと昨年４月ごろから動き出したという話は聞いておりますが、まだまだ具体性がございません。本当にその処方箋というのは難しいところであります。

私事ですけれども、私も共有林を持っていたんですけれども、納税通知書が来ていませんでしたので、お金を払っていたんですけれども、よく調べてみたらもう既に売買されていたということがありまして、私は何年間お金を払っていたのかなというところがありました。そういったこともたまにはあるかもしれません。そういった意味で、市民の悩みにしっかりと、それは無理ですよとぶっきらぼうに答えるのではなくて同じ悩みを共有してあげて、しっかりと対応していただきたいなと思っております。

若干お時間をいただきまして引用文を、その処方箋の１つとして述べさせていただきたいと思っておりますので、参考までに。これは三菱UFJリサーチ&コンサルティングの阿部さんという方が、処方箋の１つとしてこういった文書を出しております。最後にちょっとお時間をいただきまして読ませていただきますので失礼いたします。

仮に利用する見込みがない土地、管理することができない土地であっても、先代から相続した土地の所有権を自分の代で処分することには現所有者もとまどいがあることが多い。一方、受け取る側も当面利用する見通しがたない土地の所有権を持つには、自治体であっても管理に係る予算措置や議会議決も場合によっては必要となり、一概にその引き受けはできない。そこで一度に所有権を属人から属地、要するに地域に移すような仕組みではなく、穏やかに属人から属地にシフトしていく権利移転のあり方を考えていく必要があると述べております。つまり利用権の第三者利用への寄与意思を登録する制度（リージョナルトラスト）を自治体が設けてはどうかと考えている。所有権は引き続き所有者が保有するものの、利用権を地域の公益的な利用、属地的な土地管理方針に基づく利用に信託するようなものであり、受け取る自治体側はすぐに所有権を持つわけではないが、ストックしておいて一定のまとまりが生じたり、利用意向が得られた場合には、その土地の利用権を設定するというような、ちょっと長く続くんですけれども、若干そういった処方箋というのを提案されている方もいらっしゃいます。

そういった意味で、この共有林野の問題も、また土地所有者が不明という問題もだんだん増えてくるかと思えます。それは地方であればあるほど増えてくるかと思えますので、しっかりと対応のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりにいたします。

○深谷秀峰議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは明日の本会議で行います。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

今回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時４１分散会